



平成27年 5 月 25 日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ
代表取締役執行役員社長 古川 陽
(コード番号：7745 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 伊藤 貞雄
電話番号 048-593-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づき、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、当社定款第29条および第40条の規定を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

株主総会開催予定日及び効力発生日

平成27年6月24日(水)

以 上